

鯖江市農業委員会

第 1 2 回 総 会

議 事 錄

1 日 時 令和6年12月25日（水）
午後1時30分開会
午後2時20分閉会

2 場 所 鯖江市役所 4階全員協議会室

3 議 事

- (1) 議案第55号 農地法第3条の許可申請審議について
- (2) 議案第56号 農地法第5条の許可申請審議について
- (3) 議案第57号 第85回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について
- (4) 議案第58号 農用地利用集積計画の意見審議について
- (5) 議案第59号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について

4 報 告 事 項

- (1) 報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) 報告第34号 非農地証明の発行について

5 議 長 福島会長

6 署名委員 17番 岡井 善四郎 委員

2番 水嶋 和夫 委員

7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長

山本書記

事務局	午後1時30分 開会
	それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。
事務局	(欠席委員の報告)

事務局 つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。
引き続き、議事進行を、よろしくお願ひいたします。

福島会長 議長就任挨拶 ※以下議長

議長 ただいまから 12 月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同 異議なし

議長 では、17 番 岡井善四郎 委員、2 番 水嶋和夫 委員にお願いします。

議長 次に、各部会から 12 月部会の報告を願います。
まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願いします。

3 番 笠嶋委員 12 月の農政部会の報告をいたします。
12 月 19 日、木曜日、私ほか 5 名が出席して、農政部会を開催しました。
議案第 58 号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について協議しました。
協議の結果については後ほど議案審議の際にご報告いたします。
以上、部会報告といたします。

議長 次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願いします。

2 番
水嶋 委員

12月の農地調整部会の報告をいたします。
12月20日 金曜日、わたしほか9名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時半から福島委員と岡井委員の2名により、3条および5条関係の転用案件など約1時間半にわたり現地調査を実施しました。

また、農振除外案件については、部会前に農業委員全員で現地調査を実施し、その後3条、5条、農振除外の議案について審議を行いました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。
それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第55号 農地法第3条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（中戸口町）
(概要と目的)

本申請は、譲受人が農業経営の拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地4字25番は、東側は用悪水路、西側は道、南側は田、北側は雑種地と接しております。

申請地5字110番は、東側は用悪水路、西側は道、南側、北側は田と接しております。

申請地11字104番は、東側は道、西側は用悪水路、南側、北側は田と接しております。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

3条申請番号2（糺町）

(概要と目的)

本申請は、譲受人が農業経営の拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は宅地、西側は田、南側は市道、北側は用悪水路挟んで田と接しております。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

3条申請番号3(小泉町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が農業経営の拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、西側は田、南側は用悪水路、北側は道と接しております。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

3条申請番号4(小泉町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が農業経営の拡大を目的に、畑の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、西側は田、南側は用悪水路、北側は道と接しております。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番

水嶋委員

議案第55号 農地法第3条の許可申請審議について

審議の結果、案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第55号 農地法第3条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、「議案第55号 農地法第3条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

議長

次に、「議案第56号 農地法第5条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

5条申請番号1（糺町）

（概要と目的）

本申請は、宅地分譲17区画を目的として、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は宅地、西側は田、北側は市道、南側は用悪水路を挟んで田と接しています。

雨水は自然流下により、農業用排水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は一種中高層住居の用途指定があるため、第3

種農地と判断します。

(一般基準)

東側、南側の隣接農地にはL型擁壁をするため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5条申請番号2(糺町)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲16区画を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は田、西側は畑、北側は市道、南側は用悪水路を挟んで田と接しています。

雨水は自然流下により、農業用排水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種中高層住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

東側、西側の隣接農地にはL型擁壁をするため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番

水嶋委員

議案第56号 農地法第5条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第56号 農地法第5条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、「議案第56号 農地法第5条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。なお、今回の全案件については福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。

議長

次に、「議案第57号 第85回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

(議案第57号について説明)

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番

水嶋委員

議案第57号 第85回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について、●●●●の業務内容について質問があり、主に配管工事といった、冷暖房設備、ガス管配管、浄化槽等の施工を行っているなどの答弁がありました。

審議の結果、計画変更はやむを得ないとの意見となりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長	ご意見ございませんか。無いようですので「議案第57号 第85回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は举手願います。
委員一同	举手
議長	全員賛成と認め、「議案第57号 第85回鯖江市農業振興地域整備計画の意見審議について」は原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。
議長	次に、議案第58号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	(議案第58号について説明)
議長	農政部会の意見を、農政部会長より願います。
3番 笠嶋委員	議案第58号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、市外に所在する●●●●は鯖江市の認定農業者になるのかとの質問があり、今後市内での経営面積を増やすのであれば検討していくなどの答弁がありました。 協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。 以上、報告します。
議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は举手を願います。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第58

号 農用地利用集積計画の意見審議について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議 長

全員賛成と認め、議案第58号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鰐江市長へと回答をします。

次に、議案第59号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事 務 局

（議案第59号について説明）

議 長

農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3 番

笠嶋 委員

議案第59号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

以上、報告します。

議 長

ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議 長

ご意見ございませんか。無いようですので議案第59号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議 長

全員賛成と認め、議案第59号 農用地利用集積計画

(農地中間管理事業)の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局 (報告第32～34号について説明)

議長 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後2時20分閉会